たたかう体制を確立

反対する一部原告を除籍

三池大災害原告団臨時総会開く

十一・九裁判についての裁判所の『和解打診』に対して、「和解のテーブルにつく」ことを決定した三池労組の方針をうけて、三池大災害原告団は七月七日午前十時から荒尾市公会堂で臨時総会を開き、原告団員百二十二人が参加しました。

会社に和解の席につかせ、損害を償わせよう。全員が一致して困難を克服しながら頑張ろうと意志統一した臨時総会。

小川団長は、閉会あいさつで「今日を再出発の日とし、成果をかちとるために、三井に対するたたかいを統一して進めよう」と訴えた。（写真は新役員の紹介）

「炭掘る仲間」合唱のあと、溝口副会長が開会のあいさつを述べ、議長団に藤田副会長、中島幹事を選び、昨年二月の定期総会以後亡くなられた遺族の江頭さん、CO患者の坂上さん、後藤さんを悼んで黙とうを捧げました。

経過報告に立った小川団長は、臨時総会の目的について、①「和解のテーブルにつく」という三池労組の方針を了解し、和解による勝利を目指して積極的にたたかうことを意志統一すること。②三池労組の方針に反対して別行動をとっている一部原告に対する組合の態度が決定されたが、原告団としての対応を確認すること。③別行動に走って任務を放棄した役員を解任し、新しい役員を補充して原告団としてのたたかう体制を確立すること。であると述べたあと、四月二十一日の原告団臨時総会以後の経過を報告しました。

組合を代表して田口書記長が、『和解問題』についての経過と三池労組の態度について報告、三池労組の方針のもとで原告団が一致して行動することを訴えました。

弁護団を代表して本多・小島両弁護士が、裁判闘争の経過と和解問題、今後のたたかいなどについて解明するとともに、会社の責任を明らかにし追いつめるために原告団の団結が必要だと強調しました。

質疑に移り、方針に反対している十人の氏名の発表、反対派の行動に関与している元組合幹部への抗議、反対派を増やさないための取り組みなどについて意見が出され、「勝ち負けは別にして組織を混乱させ、分裂行動をとることは許せない」との怒りの声も出ました。

臨時総会への提案として、①「和解の席につく」という組合の方針に基づいて活動する。②会社に和解の席につかせる活動をする。③決定に反対して別行動する者については、規約第二条と第十条によって除籍処分とする。ことなどを永江事務局次長が提起し、満場一致拍手で承認されました。

このあと各ブロック毎に役員を選出、直ちに開かれた役員会議で団の役員構成を決め、中原組合長の音頭で〝団結がんばろう〟を三唱して臨時総会を終わりました。

原告団新役員

団長 小川 紘志（11・9）
副団長 溝口 生松（遺族）
〃 久保 時枝（家族）
〃 藤田幸次郎（9・28）
事務局長 永江美由紀（遺族）
〃 次長 緒方 正人（11・9）
〃 宮脇 好光（11・9）
〃 斉藤 清子（家族）
〃 末石 勝之（9・28）
〃 中島マツエ（遺族）
〃 加藤 秀雄（11・9）
監査 森 キヨカ（遺族）
〃 室野井スエノ（家族）
幹事 松本 太、北原 勉、松岡 聖、林田繁行（以上9・28）
田中 始、江藤啓治、白木光雄（以上11・9）
芝尾マサ子、桑原サダエ（以上家族）
松本富子、溝口富美代、島田澄子、山田ミサエ、末松ミドリ（以上遺族）

三池闘争から25年

原稿募集

情熱を燃やし、激しくたたかわれた『三池闘争』からすでに半世紀、二十五周年を迎えました。

国際石油資本の日本へのなだれ込みを契機に、石炭産業は構造的危機に直面し〝エネルギー革命〟の名によるスクラップ・アンド・ビルド政策の強行という背景のもとで、資本は人員整理を中心とする全面的合理化を開始し、三池は全国の労働者の支援を得て労働運動史上に特筆されるたたかいに立ち上り、日米安保条約に反対するたたかいとも結んで、果敢にたたかったものついに勝利することはできませんでした。

その後の三池と炭鉱労働者は、苦難の道程を歩むことになりましたが、社会情勢も労働運動も大きく変貌をとげています。

三池で燃やしたたたかいの焔はなんだったのでしょうか。そしてそれぞれの生きざまは…。

この機会に二十五年目に語る経験と教訓を今日的な視点でとらえかえすために、みなさんのご投稿を募ります。

▼…形式、内容はとくに定めませんが、千二百字以内。

▼…本紙の読者であればどなたでも投稿できます。また、三池闘争にかかわった多くの皆さんからの投稿をお待ちします。

三池炭鉱の歴史の中から

その四 第十二回

通松中国人収容所

武松 輝男

「あんまりじゃないですか。保育園で子供の教育用に使っている紙芝居ですよ。それば持っていって、中国の街角で見せ、そこに集まった中国人を、ひっからめて連れてくるなんて、あんまりだ、と思うです」

「お前は危険思想の持ち主か」

「違います。危険思想なんて持っていません。ただ私が言いたいのは、日本の子供用の紙芝居で、人間を釣るようなことはしてほしくなか、ただそれだけです」

「それが危険思想たい。赤化思想とも言うとたい。この国家の非常時に、国が行う方針に反対することは危険思想の持ち主ということになる。それがわかったらタダではすまん。いいか、国家の非常時と言うことを、いっときも忘れちゃいかん。今日お前が言うたことは、純粋さはわかるけん聞かんかったことにする。じゃけんこれからそういうことは言うな、言うたらいかん」

（ある保母の回想から）

ブルーの色をした三池炭鉱専用バス停、勝立人事前から北の方角をみると、大牟田川の川岸の向こう側に、古びた門構えがある。その後方は小高い丘になっていて、夏草に覆われている。

かつてはここにも多くの棟割り長屋が幾何学模様を描くように建てられていた。

そこでは、夜のとばりの中で、朝餉の煙が立ち、坑夫たちが勤めに出払ったあとの昼餉のあらい水が、日射しに交錯しながらけだるい音を出していた。

また、坑夫が無事な姿を見せると、坑夫の野太い声に混って、酒の匂いが、開けられたガラス戸からただよったものだが、それも今は雑草の生い茂った、陽の当たらない湿った土に滲み込んでいる。

時折り、けたたましい声と足音に、平穏な暮らしの一角を乱されることもあったが、おおむね落ちついていたものだ、という。

その通松社宅の一偶に、中国の街角で紙芝居を見ていて捕捉され強制的に日本に連行されてきた中国人の収容所が割り当てられたのは、あれはたしか、暑い日射しに屋根瓦がはねかえっていた昭和十九年の七月であった。

「収容所は塀で囲まれとったです。私は看護婦をしとりましたもんで、あっちこっちに知り合いがいましたです。建築の人の話しによると、塀は八寸竹を四ツ割りしたもので造られたそうで、高さは九尺ということでした。

私は、よく朝鮮人の宿舎にも行っていましたが、中国人は朝鮮人と違って、敵国人という取り扱いをうけとったです。ですから外出は一切認めてなかったようです。

怪我をしますと、おおまかな治療は収容所の医務室でやっていましたが、そこで治療ができない者だけが、警官と指導員に付き添われて勝立分院にきていました。

話によりますと、食べるものはマントウに似た荒びきの麦の蒸しパンが主食で、それに野菜類のゴッタ煮が一皿、副食としてついとったそうです。マントウに似た蒸しパンも、腹一杯たべるだけのものはなかったでしょうし、それで坑内作業をさせられていたのですから、それは大変だったろうと思います」

収容舎八棟、病舎二棟、指導員舎一棟、医務室・浴場一棟、食堂一棟、守衛六カ所でなりたっていた通松中国人収容所も、昭和五十五年頃取り壊されてしまって、いまは夏草の跳梁にまかせたままである。

（カットも筆者）

※ ※

坂上国光さんが逝去

九・二八災害のCO患者、坂上国光さん（玉名市扇崎二の二一二・五十九歳）が七月二日午前六時十五分、荒尾市民病院で逝去されました。心から哀悼の意を表します。

後藤 弘さんが逝去

十一・九災害のCO患者、後藤弘さん（荒尾市新町十一班・六十歳）が七月五日午後二時一分、被災以来入院中の久留米大学病院で逝去されました。心から哀悼の意を表します。

原告団の皆さんへ

別項のように七月七日原告団の臨時総会が開かれました。この総会は今後の原告団の活動をすすめる上で重要なものでしたが、遠隔地その他の理由で参加できなかった皆さんには、三池労組の「声明」「態度」とともに方針に対する賛同書を同封しております。整理の都合上早急に記入の上ご投函下さい。